

忘れずに納めましょう

ID 1003611 ID 1003657

個人の 市民税・県民税

令和2年度の個人市民税・県民税の納税・税額決定通知書と課税明細書を発送します。

市民税・県民税の課税内容や納付方法などをご確認ください、期限内の納付にご協力ください。

市民税課 ☎(632)2221

普通徴収(納付書または口座振替)



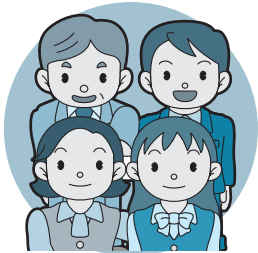
事業所得、不動産所得などの所得がある人

事業所得、不動産所得などの所得がある人は、市から送付する納付書または口座振替などで納めてください。納付はペイジー納付(※)が便利です。納税・税額決定通知書と課税明細書は6月5日、65歳以上の人は6月11日に発送予定です。

※ペイジー納付とは、パソコンや携帯電話からのインターネットバンキングや銀行ATMを利用する納付方法で、金融機関の営業時間外でも納付することができるサービスです。ペイジーの使い方や対応金融機関など、詳しくは、ペイジーHP URL または市HPをご覧ください。

ID 1003664

特別徴収(給与差し引きまたは年金引き落とし)



会社などで給与所得がある人

1 給与所得に関わる特別徴収

給与支払者(会社など)が、税額を6月～翌年5月の年12回に分けて、毎月給与支払いの際に納税者の給与から差し引き、納税者に代わって納めます。

2 年金所得に関わる特別徴収

65歳以上の人の年金所得に関わる市民税・県民税は、年金支給時に年金の支払者が、税額を年金から引き落とし、納税者に代わって納めます。

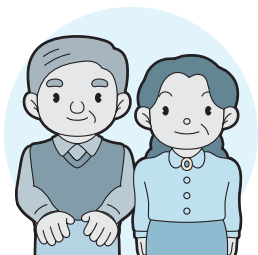
公的年金に関わる市民税・県民税の納付方法

■ 令和元年度から引き続き、年金から引き落としになる人(継続)

■ 令和2年度から新たに(改めて)、年金から引き落としになる人(10月開始)

納付方法	年金からの特別徴収(引き落とし)全6回					
	仮徴収			本徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	令和3年2月
税額	令和元年度の年税額の半分の額を、3回に分けて4・6・8月に引き落とし			年税額から仮徴収税額を差し引いた残りの額を、3回に分けて10・12月、令和3年2月に引き落とし		

納付方法	普通徴収		年金からの特別徴収 全3回		
	6月(1期)	8月(2期)	10月	12月	令和3年2月
納付・徴収月	6月(1期)	8月(2期)	10月	12月	令和3年2月
税額	年税額の半分の額を、2回に分けて6・8月に、納付書または口座振替などで納付		年税額の残りの半分の額を、3回に分けて10・12月、令和3年2月に引き落とし		



年金所得がある人

ご相談ください

市税の徴収猶予特例制度 ID 1023185

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入などが前年同期比でおおむね20%以上減少し、一時に納付することが困難な場合、最長1年間納税を猶予する特例制度が創設されました。

申請方法など、詳しくは、市HPをご覧ください。納税課(市役所2階) ☎(632)2226へお問い合わせください。

65歳未満の年金受給者の皆さんへ (令和2年4月1日現在)

会社などに勤務する人は原則、給与から差し引かれます。それ以外の人は、納付書または口座振替などで納付してください。なお、確定申告書や市民税・県民税申告書で、給与以外の所得に関わる税額について、「自分で納付」を選択した人は、公的年金に関わる市民税・県民税は普通徴収となります。